

## 商品概要説明書

J A ネットマイカーローン (株式会社ジャックス保証)

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

商品名	ネットマイカーローン (ジャックス保証)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の地区内に居住または勤務している方。</li><li>○お借入時の年齢が 20 歳以上で、満 65 歳以下の方。(完済時年齢 72 歳以下)</li><li>○安定・継続した収入の見込める方。</li><li>○株式会社ジャックスの保証を受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金の使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象となります。<ul style="list-style-type: none"><li>① 自動車・バイク・除雪機・スノーモービル・モーターボート等 (中古車含む) のご購入資金及びご購入に付帯する諸費用。</li><li>② 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</li><li>③ 運転免許の取得資金。</li><li>④ カー用品 (カーナビ等) の購入資金</li><li>⑤ 金融機関・信販会社等のマイカー・二輪ローンの借換資金。</li></ul></li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 10 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位)</li><li>※お借換の場合は、現在、お借入中のローンの残高の範囲内。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 6 ヶ月以上 10 年以内とします (6 ヶ月単位)</li><li>※お借換の場合は、現在、お借入中のローンの残高存期間内。</li></ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○固定金利型 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li><li>○変動金利型 お借入後の利率は、基準日 (4 月 1 日および 10 月 1 日) の基準金利 (長期プライムレート) により、年 2 回見直しを行いません。但し、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</li><li>○金利は店頭に表示します。詳細については当 J A 融資窓口へお問合せください。</li></ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○元利均等返済 (毎月の返済額 (元金 + 利息が一定となる方法) とし、<ul style="list-style-type: none"><li>・毎月返済方式</li><li>・特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する方式。但し、特定月増額の合計総額は、借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。)</li></ul></li></ul> のいずれかを選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none"><li>○不要です。</li></ul>
保証	<ul style="list-style-type: none"><li>○株式会社ジャックスの保証をご利用いただけます。</li><li>※原則として保証人は不要です。(ただし、株式会社ジャックスが必要とする場合があります。)</li></ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"><li>○お客様から組合へお支払いいただく金利の中から組合が保証会社へ支払いますから保証会社へのお支払いは必要ありません。</li></ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>○不要です。</li></ul>

付帯サービス	<p>○ 本ローンには次の付帯サービスが付いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードアシスタントサービス（ご融資期間内）</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）※1 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）※1 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）※1 仙台弁護士会紛争解決支援センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）※2 山形県弁護士会示談あっせんセンター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）※2</p> <p>※1「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合 ※2「JAバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよびご利用の保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当JAの融資窓口までお問合せください。</p>